



平成 28 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 A S I A N S T A R
 代表者名 代表取締役社長 小 坂 竜 義
 (J A S D A Q コード 8946)
 問 合 せ 先 管 理 部 部 長 山 口 和 徳
 T E L (045) 324-2444 (代表)

(開示事項の変更)「連結子会社の異動(持分譲渡)及び特別利益の計上に関するお知らせ」の
 持分譲渡先、持分譲渡価額並びに日程の変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 17 日付「連結子会社の異動(持分譲渡)及び特別利益の計上に関する
 お知らせ」及び平成 28 年 8 月 31 日付「(開示事項の変更)「連結子会社の異動(持分譲渡)及び
 特別利益の計上に関するお知らせ」の持分譲渡実行日の変更に関するお知らせ」において開示い
 たしました持分譲渡に関し、持分譲渡先、持分譲渡価額並びに日程を下記のとおり変更すること
 となりましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容

※下線を付した部分が変更部分となります。

(変更前)平成 28 年 6 月 17 日付リリースにおいて公表した持分譲渡先

3. 持分譲渡先の概要

(1)名称	<u>上海兆世信息科技有限公司</u>	
(2)所在地	<u>中華人民共和国上海市楊浦区控江路 1142 号 23 幢 4051-58 室</u>	
(3)代表者の役職・氏名	<u>董事長 吳 劍軍</u>	
(4)事業内容	<u>投資業</u>	
(5)資本金	<u>100 万人民元</u>	
(6)設立年月日	<u>2016 年 1 月 11 日</u>	
(7)純資産	<u>100 万人民元</u>	
(8)総資産	<u>6,100 万人民元</u>	
(9)大株主及び持分比率	<u>吳 劍軍 50%</u> <u>袁 逸飛 50%</u>	
(10)上場会社と当該会社 の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者へ の該当状況	該当事項はありません。

※上記会社と出資持分譲渡契約を締結いたしますが、当該譲渡契約において、上記会社が新
 設する 100%子会社に買主の地位を承継することができると定めております。

(変更後)

3. 持分譲渡先の概要

(1)名称	<u>兆世国際発展有限公司</u>	
(2)所在地	<u>香港九龍尖沙咀柯士甸道 136-138 号 金門商業大廈 602 室</u>	
(3)代表者の役職・氏名	<u>董事長 吳 劍軍</u>	
(4)事業内容	<u>投資業</u>	
(5)資本金	<u>600 万 US ドル(資本金全額払い込み後)</u>	
(6)設立年月日	<u>2016 年 7 月 28 日</u>	
(7)純資産	<u>600 万 US ドル(資本金全額払い込み後)</u>	
(8)総資産	<u>600 万 US ドル(資本金全額払い込み後)</u>	
(9)大株主及び持分比率	<u>上海兆世信息科技有限公司 100%</u>	
(10)上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(変更前) 平成 28 年 6 月 17 日付リリースにおいて公表した持分譲渡価額

4. 譲渡持分、譲渡価額及び譲渡前後の持分所有割合の状況

(1)異動前の持分所有割合	持分所有割合 100%
(2)譲渡持分	持分所有割合 100%
(3)譲渡価額	持分譲渡価額 <u>6,000 万人民元=約 9.6 億円</u> ※ 譲渡に伴う諸経費等 (概算額) <u>▲約 0.5 億円</u> 差引合計 (概算額) <u>約 9.1 億円</u> ※1 元=16 円で計算
(4)異動後の持分所有割合	持分所有割合 0%

(変更後)

4. 譲渡持分、譲渡価額及び譲渡前後の持分所有割合の状況

(1)異動前の持分所有割合	持分所有割合 100%
(2)譲渡持分	持分所有割合 100%
(3)譲渡価額	持分譲渡価額 <u>9.0 億円</u> 譲渡に伴う諸経費等 (概算額) <u>▲約 0.3 億円</u> 差引合計 (概算額) <u>約 8.7 億円</u>
(4)異動後の持分所有割合	持分所有割合 0%

(変更前) 平成 28 年 8 月 31 日付リリースにおいて公表した日程

5. 日程

(1)取締役会決議日	<u>平成 28 年 6 月 17 日</u>
(2)契約締結日	<u>平成 28 年 6 月 17 日</u>
(3)持分譲渡実行日	<u>平成 28 年 12 月末日まで</u>

(変更後)

5. 日程

(1)取締役会決議日	平成 28 年 6 月 17 日
(2)契約締結日	平成 28 年 6 月 17 日
(3)持分譲渡代金の内金支払日	平成 28 年 12 月 9 日 内金 3 億円支払い
(4)持分譲渡実行及び持分譲渡 残代金支払日	平成 28 年 12 月 26 日までに残金 6 億円支払い

2. 変更の理由

①持分譲渡先の変更

変更前の持分譲渡先である上海兆世信息科技有限公司（以下「上海兆世」という。）からの申し出により、買主の地位を 100%子会社である兆世国際発展有限公司（以下「兆世国際」という。）へ承継することとなりました。これは、持分譲渡代金の迅速かつ円滑な送金を実現するためであると上海兆世より説明を受けております。

②譲渡価額の変更

変更前の持分譲渡先である上海兆世及び変更後の持分譲渡先である兆世国際から譲渡価額変更の申し出を受け、社内で協議をした結果、当該申し出を受け入れることといたしました。

理由につきましては以下のとおりであります。兆世国際が親会社である上海兆世からの出資金により持分譲渡代金を当社へ支払う段取りで手続きを進めていたところ、中国の外貨管理局による海外送金に関する審査が極端に厳格化されたため、本年 12 月に入っても中国の上海兆世から香港の兆世国際への資金送金の許可が取得できる見込みが立たない状況が続いております。このままでは上海兆世及び当社とで合意した平成 28 年 12 月末日までの譲渡代金の送金及び持分譲渡の実行が出来ない可能性が生じてまいりました。上海兆世及び兆世国際としては、当該譲渡契約を解約する意向はなく、平成 28 年 12 月末日までの譲渡代金の支払いを必ず実行すべく、急遽、香港にある兆世国際が短期的な資金借入を行うことで当該譲渡代金を支払うことといたしました。しかしながら、兆世国際より、当初の計画では見込んでいなかった多額の借入コストが急遽必要となってしまったため、当該譲渡価額について再協議の要請がありました。

当社といたしましても、当該持分の譲渡が実現しなければ、平成 28 年 9 月 16 日に発表いたしました中期経営計画に基づく収益不動産の購入及び新規事業への投資などの事業成長のための取り組みが遅れてしまい、中期経営計画の着実な実行にも大きな影響を与える可能性が生じてしまうことなどを考慮し、社内で慎重に協議・検討を重ねた結果、兆世国際の要請を受け入れることといたしました。さらに、兆世国際と協議を重ね、当社が人民元から日本円に交換する際の為替変動リスクを排除し、かつ、金融機関へ支払う為替交換手数料を削減するために、譲渡代金を人民元建てから日本円建てへ変更することで合意いたしました。結果として、持分譲渡価額は 6,000 万人民元から 9 億円へ変更することとなりました。なお、変更前の譲渡に伴う諸経費等の概算額には金融機関へ支払う為替交換手数料を概算で織り込んでいたため、変更後の譲渡に伴う諸経費等の概算額は約 2,000 万円減少する見込みであります。

③日程の変更

持分譲渡先の申し出による条件の変更が続いておりますので、当該持分譲渡の実行を確実にするため、兆世国際は当該譲渡代金の内金として 3 億円を当社へ支払うこと、及び残代金の 6 億円を平成 28 年 12 月 26 日までに当社へ支払うことを兆世国際と当社とで合意いたしました。なお、当社口座への 3 億円の入金は本日確認をしております。

3. 変更に伴う影響

本件変更に伴い、諸経費等を差し引いた譲渡価額が当初想定より約 4,000 万円減少する見込みではありますが、平成 28 年 12 月期の通期連結業績予想の修正につきましては、当該持分譲渡による利益計上額の精査及びそれ以外の当社グループの業績動向などを慎重に精査をしたうえで、詳細が確定次第、開示いたします。

以 上